

大通達甲（生企）第13号

平成22年6月18日

| | | |
|------|---|---|
| 簿冊名 | 例 | 規 |
| 保存期間 | 常 | 用 |

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

自主防犯パトロール隊支援警察官運用要綱の制定について（通達）

県下の刑法犯認知件数は、平成16年以降6年連続減少しており、官民の連携による総合的な犯罪抑止対策の成果が現れていると考えられるが、この主たる要因の1つとして、本年5月末現在、県下に283隊、約2万4,700名が活躍している自主防犯パトロール隊（以下「パトロール隊」という。）の存在が挙げられる。

パトロール隊により日々、繰り返される活動は、地域の安全は自分達で守るとの自主防犯意識の下、犯罪を許さない気運を醸成させ、地域社会の規範意識の向上や絆の強化に資するものであり、安全で安心な地域社会を構築する上で極めて重要なネットワークである。

しかしながら、パトロール隊の8割以上が結成後3年を経過し、活動を継続していく中で参加者の高齢化による後継者問題、リーダーの育成、活動ノウハウの偏在化、財政基盤の脆弱化等といった様々な課題に直面している。

このような現状を改善し、パトロール隊の自主防犯活動の活性化及び定着化を促進するためには、警察とパトロール隊との連携をより緊密かつ強固なものにし、合同パトロール等の警察とパトロール隊の協働による地域防犯活動を通じて効果的な活動方法の伝授、活動地域における犯罪情報等のタイムリーな提供等の支援を強化する必要がある。

そこで、警察とパトロール隊との協働関係の明確化を図るとともに、警察がパトロール隊の支援を行うことによりパトロール隊活動の活性化を図るため、別添のとおり「自主防犯パトロール隊支援警察官運用要綱」を定めたので、制度の趣旨を踏まえた効果的な運用を図られたい。

（生活安全企画課安全・安心まちづくり推進係）

別添

自主防犯パトロール隊支援警察官運用要綱

1 趣旨

この要綱は、自主防犯パトロール隊（以下「パトロール隊」という。）の自主防犯活動（以下「活動」という。）の活性化を図るため、パトロール隊の活動の支援（以下「活動支援」という。）という。）を行う警察官（以下「支援警察官」という。）の運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 支援警察官の任務

支援警察官の任務は、次のとおりとする。

- (1) 活動支援に必要なパトロール隊の活動実態の把握に関すること。
- (2) パトロール隊との合同パトロールの実施に関すること。
- (3) パトロール隊の活動に資する地域住民の意見集約に関すること。
- (4) 防犯情報その他パトロール隊の活動に資する情報の提供に関すること。
- (5) パトロール隊の活動に対する助言に関すること。
- (6) その他活動支援に関し、警察署長が必要と認めるもの

3 支援警察官の指定等

(1) 指定

ア 警察署長は、所属の警察官のうちから、パトロール隊の活動区域の実情に精通しているなど、活動支援の実施に必要な能力等を有し、適任と認める者を、支援警察官に指定するものとする。

イ 支援警察官は、1団体につき1名を指定するものとする。ただし、パトロール隊の規模等により複数での対応が必要と認められる場合は、支援警察官のほかに、補助者を指定することができるものとする。

(2) 解除

警察署長は、支援警察官について、人事異動その他の事由により必要があると認めるときは、その指定を解除するものとする。

4 運用上の留意事項

- (1) 警察署長は、支援警察官の活動支援を監督するとともに、支援警察官ごとに活動支援に差異がないよう配慮すること。
- (2) 警察署長及び支援警察官は、活動支援に当たり、地域住民と良好な協力関係の維持に努め、地域住民の自主性を無視した片方向の支援とならないよう、常に情報交換を行い、双方向の関係の構築に努めること。
- (3) パトロールを伴わない子ども連絡所ネットワークや職域団体である事業所による子ども見守り活動等のいわゆる自主防犯ボランティア団体につい

でも、必要に応じ、パトロール隊に準じて、活動支援を行うこと。

- (4) 活動支援を必要としない（拒否）パトロール隊については、当該パトロール隊の意思を尊重し、支援警察官を指定することなく、生活安全課を窓口として所要の連携を図ること。
- (5) 警察署長は、顕著な功績のある支援警察官に対しては、適時適切に賞揚するなど、その士気の高揚を図ること。
- (6) 警察署長は、本要綱に基づく支援支援の積極的かつ効果的な運用を図るとともに、新たなパトロール隊の発足を促進し、パトロール隊の活動の活性化を図ること。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、支援警察官の運用等に関し必要な事項は、生活安全部生活安全企画課長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月18日から施行する。

